

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町景観施策推進会議(以下「推進会議」という。)の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 箱根町景観計画(以下「景観計画」という。)に掲げる景観まちづくりの将来像である『愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち』の実現へ向け、職員の創意工夫のもと箱根町にふさわしい景観施策を推進するため、推進会議を設置する。

(所掌事務)

第3条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 景観施策の調査、研究及び企画立案に関すること。
- (2) 景観計画の進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観施策に関すること。

(組織)

第4条 推進会議は、別表に掲げる課のうち町長が指名する職員8名をもって組織する。

(会議の招集)

第5条 推進会議は、都市整備課長が招集する。

2 推進会議は、必要に応じ景観に関し専門的な知識を有する学識者、町関係職員等の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

(会議結果の公表)

第6条 推進会議の結果については、庁内における情報の共有化を図るため、その概要をグループウェア等から職員へ周知するとともに、景観施策の調査、研究状況等の概要を町ホームページ等から町民等へ周知し、箱根町景観条例(平成21年箱根町条例第1号)の基本理念に掲げる町民等と町が協働した景観によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年9月11日から施行する。

(廃止)

2 箱根町景観保全形成検討会議設置要綱は、廃止する。

別表（第4条関係）

推進会議を構成する課						
企画課	観光課	財務課	都市整備課	環境課	上下水道温泉課	学校教育課 生涯学習課

町の景観に係る取組について

資料2

	対象/内容	執行・施行日等
1	国際観光地「箱根」の景観保全・形成へ向けた規制検討方針策定 ・具体的な方策検討に向けた方針を示す。 規制の考え方と手順（段階的に展開、開発事業指導要綱改正による高さ制限、要綱の条例化、都市計画（地区計画、高度地区）による規制、景観法に基づく規制）、調整事項、規制に係る町民との合意形成	H17.11 作成
2	まちづくり懇談会開催 ・開発事業指導要綱による高さ規制 ・建築協定に係る条例の制定	H17.11.24～30 開催
3	ちいきづくり研究会開催 都市計画マスタープラン策定時に組織したちいきづくり研究会から意見を聴取した。 ・開発事業指導要綱による高さ規制 ・建築協定に係る条例の制定	H17.12.5～9 開催
4	箱根町景観保全形成検討会議設置（庁内） ・開発関連課（8人）及び庁内公募者（3人）で組織 ・景観保全、形成施策の検討 ・景観施策推進会議の設置に併せ H21.9.11 に廃止	H18.1.20 設置
5	まちづくり懇談会開催 ・開発事業指導要綱による高さ規制 ・建築協定に係る条例の制定	H18.2.22～28 開催
6	景観行政団体へ ・県知事の同意 H18.2.7	H18.4.1
7	「21世紀に残したい私の箱根」実施 ・今後の景観施策検討の資とするため「心に残る箱根の風景」を募集 ・応募件数 336件 ・応募作品集の作成（町内の応募小中学校、その他応募者へ配布） ・応募作品の展示（役場本庁、文化センター、社会教育センター、箱根出張所、宮城野公民館）	H18.4.1～8.31 実施
8	箱根町建築協定に関する条例施行 建築基準法に定められている「建築協定制度」を活用できるよう制定 ・最低敷地面積の設定、建築物の用途を制限、建築物の高さ・階数・建ぺい率の規制など	H18.4.1 施行
9	開発事業指導要綱改正に伴うパブリック・コメント実施 応募意見なし	H18.5.1～14 実施
10	箱根町開発事業指導要綱改正 ・建物高さ規制強化（20メートル 15メートル） ・アイドリングストップに係る規定追加等	H18.6.1 施行

町の景観に係る取組について

	対象/内容	執行・施行日等
11	景観まちづくり講演会開催 ・対象：職員、議員、自治会等（71名出席） ・講師：東京大学アジア生物資源環境研究センター 教授 堀 繁 ・テーマ：「観光地箱根のステップアップと景観の保全・整備戦略」	H19.2.19 開催
12	景観計画策定委員会設置（下部組織＝景観まちづくり研究会） ・景観計画の策定にあたり、町民の意見や提言を反映させるために組織（15人） ・地域ごとに「景観まちづくり研究会」を設置（各地域10名以内、公募あり） ・H20.11.7 までに、委員会3回、研究会5回開催 ・H20.11.7 報告書を町長へ提出	H19.4.25 設置
13	景観条例及び景観計画素案に対するパブリック・コメントの実施 応募意見3件	H20.8.11～31 開催
14	まちづくり懇談会開催 ・景観条例及び景観計画素案について	H20.8.27、29 開催
15	景観条例及び景観計画施行 ・条例告示日：H21.3.16 ・計画書策定日：H21.4.8 ・計画書告示日：H21.4.27	H21.6.1 施行
16	箱根町開発事業指導要綱改正 景観条例及び景観計画施行に伴う所要の改正	H21.6.1 施行
17	箱根町景観施策推進協議会設置 景観まちづくりの将来像の実現へ向け、職員の創意工夫のもと箱根町にふさわしい景観施策を推進するため設置 ・景観関連課において町長から指名された職員で組織（8名）	H21.9.11 施行
18	箱根町景観まちづくりアドバイザー派遣制度創設 景観条例に規定する良好な景観形成に寄与する行為を行おうとする者に対する技術的支援策として制度を創設 ・対象：景観計画提案団体（町長が認定） ・報償：1回につき報償費3万円に旅費実費相当額を加えた額で5万円以内 ・アドバイザー3名（応募） H21.11.27 に委嘱式及び座談会を開催	H21.10.1 施行

## 景観保全・形成へ向けた規制検討方針〈概要〉 H17策定

## 1 規制の目的と方針の作成について

本町は、ほぼ全域が国立公園内に位置し、自然の風景地の保護を目的とする自然公園法による規制や都市の健全な発展と秩序ある整備等を目的とする都市計画法による用途指定のもと、自然保護と開発の調和を図りながら、国際的観光地として発展してきた。

しかしながら、高度経済成長全盛期の昭和40年代後半とバブル経済全盛期の昭和末期から平成初頭頃にリゾートマンションの建設ラッシュがあり、近隣住民とのトラブルの未然防止と良好な生活環境を守るために町開発事業指導要綱等により大規模建築物に対する対応を図ってきたが、リゾートマンションは、建築基準法の用途では「共同住宅」となるため、法的整備が困難であることから、建物用途でその建設を制限することができなかつたものである。

その後、社会経済状況の変化に伴い目立った動きはなかつたものの、再び、ここ数年、自然公園法の普通地域、特に仙石原地域でリゾートマンションを始めとする高層建築物の建設及びこれらの計画が顕著になってきている。

このような状況の中、これ以上の高層建築物の建築は、先代より引き継いできた箱根のすばらしい景観を損なう恐れがあり、景観の保全、さらには形成に向けた高層建築物の規制が急務とされている。

この天与に恵まれた本町の自然景観は、町民はもちろん訪れる国内外の観光客の財産として、私たちはさらに子々孫々まで引き継いでいく使命があるとともに、国際観光地「箱根」としての自信と誇りを堅持するため、「景観の保全・形成」を目的とし、高層建築物等の規制を行うものである。

ここにその具体的な方策検討に向けた方針を示すものである。

## 2 規制の考え方と手順

規制検討にあたっては、既存制度での対応について検討するとともに、景観法の導入を視野に入れて行うものであるが、急速に景観が損なわれる恐れがある現在、一日も早い対応が必要であると考えられることから、まず、箱根町開発事業指導要綱による規制検討を行うこととし、以後段階的に進めることとする。

### 3 段階的推進の内容

ステップ1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正箱根町開発事業指導要綱による規制 (高さ制限、壁面線の指定、緑化率、まちづくり空間、居住面積、駐車場スペース)</li> <li>・ 建築協定に関する条例制定</li> </ul>
ステップ2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくり条例(要綱格上げ)による規制</li> <li>・ 高度地区(都市計画)の指定による規制</li> </ul>
ステップ3	景観法に基づく規制

### 4 各ステップの取組み概要

#### ステップ1

第1ステップとして箱根町開発事業指導要綱における規制を行うとともに、町民自らの景観の保全・形成に向けた取組みに対して公的な拘束力を与えるため、建築協定に関する条例を制定する。

要綱改正(平成18年6月施行予定)

景観保全に最も効果的と考える高さ制限を行うとともに、大規模建築物(高さ13m超、延べ面積1,000平方メートル超)に対する規制を強化する。

#### 【建築物の高さ制限の内容】

第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域は15m以下とする。

ただし、大平台地区は、13m以下とする。(現行要綱で規定)

#### 【大規模建築物に対して規制を強化する事項】

壁面線の指定	主要道路から5m (自然公園法 特別地域D区域の基準と同様)
緑地率	住居系20% 30% (自然公園法 特別地域D区域基準と同様) 商業系10% 15%
まちづくり空間 (公共的空地の確保)	開発区域の3%以上 (ただし、開発区域が3,000㎡未満の場合)
居住面積 (大規模共同住宅)	マンションの建替え円滑化等に関する法律及び施行規則で50㎡以上
駐車場スペース (大規模共同住宅)	開発区域内に部屋数分を確保

建築協定（平成18年4月施行予定）

地域住民自らが、環境の保全を図るため法律以上の基準を定め、これを特定行政庁（神奈川県）が認可することで、公的拘束力を与えようとするもの。

市町村に建築協定を締結することができる旨を定める条例がある場合に限られるため、条例の整備を行うものである。

（建築基準法第69条～77条）

## ステップ2

第2ステップとして開発事業指導要綱の条例化（格上げ）した「まちづくり条例」により規制を行うとともに、建築物の高さを法的に規定するため、高度地区（都市計画）を指定する。

まちづくり条例（平成19年9月施行予定）

規制強化した要綱の規定事項にまちづくり理念や住民参加手段等の規定を盛り込み「まちづくり条例」を制定する。

高度地区指定（平成19年9月告示予定）

改正要綱（平成18年6月施行予定）の高さ制限の内容で、高度地区を指定する。

## ステップ3

第3ステップとして、景観法に基づく規制を行う。

県との協議・同意を経て、景観行政団体へ移行し、その後策定する景観計画の中で建築物・工作物等に対する行為規制を行う。

### 【ステップ3の主要スケジュール】

- ・平成18年 4月 景観行政団体へ移行（県の同意）
- ・平成19年12月 景観計画告示・縦覧、景観条例公布予定
- ・平成20年 4月 景観条例施行予定

## 5 規制に係る町民との合意形成

町の景観の保全・形成は、町民にとって重要な問題であり、その検討にあたっては、十分に町民意を反映させ進められなければならないことから、町民参加を基調とした「町民との施策合意形成」を図り進めることとする。

## 箱根町景観条例・景観計画の 概要と手続きについて（お知らせ）

箱根町の豊かで美しい自然景観、歴史性及び地域性豊かな魅力ある景観をいつまでも守り、育て、未来に継承するため、平成 21 年 6 月 1 日から景観法に基づく箱根町景観条例と景観計画を施行しました。

これにより、一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設などを行うときは、あらかじめ町への届出が必要となります。

景観条例と景観計画に基づく、町の良好な景観形成の目的や規制・誘導の基準、その他手続きに関する概要は、次のとおりです。

### 良好な景観形成の目標

町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境を創出します。

観光客がまた訪れたいと思えるような環境を創出します。

### 良好な景観の形成に 関する基本理念

山なみ、湖、河川等がつくる、優れた自然景観を大切にし、未来に残します。

歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の街なみを大切にし、箱根町独自の文化を育みます。

誰もが景観を楽しめる環境をつくり、観光立町に相応しい街なみ景観の創出に努めます。

### 景観まちづくりの将来像と基本方針

『愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち』

< 良好な景観の形成に関する基本方針 >

- 1 山なみの保全と豊かな自然を望むビューサイトエリアの形成
- 2 地域独自の街なみ景観等の保全と形成
- 3 歩きながら景観を楽しめる道路・駐車場の整備
- 4 「もてなしの心」で迎え入れる環境の整備
- 5 町民とともに進める景観づくり





## 届出の対象になる行為の規模の基準

### 1 届出対象区域

届出対象区域	自然公園法特別地域（特別保護地区を含む。）を除く区域
--------	----------------------------

### 2 届出対象行為と規模等の基準（対象区域内）

区分	届出対象行為と規模等の基準
建築物	高さ 13m（最高最低）又は延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物の新築
	増築等に係る部分の高さが 13m又は延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
	高さ 13m又は延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物の外観を変更することとなる修繕等であって、当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の 2 分の 1 を超えるもの
工作物	次に掲げる工作物の新設・増築等（新設以外にあっては、当該行為に係る部分を対象とする。）、修繕等（当該修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の 2 分の 1 を超えるものを対象とする。） 門、塀、柵、垣（生垣を除く。）その他これらに類するもので、高さが 3mを超えかつ長さが 30mを超えるもの 擁壁その他これらに類するもので、高さが 3mを超えるもの 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが 15mを超えるもの 街路灯、照明灯その他これらに類するもので、高さが 5mを超えるもの 橋梁、高架鉄道、高架道路その他これらに類するもので、長さ 20mを超えるもの その他工作物で、高さが 15mを超えるもの又は築造面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの

## 良好な景観の形成のための行為の制限

### 1 良好な景観の形成のための行為の制限（基本的事項）

項目	基準
基本的事項	<p>山なみ、湖、河川等がつくる優れた自然景観との調和を図る。</p> <p>歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の特徴的な街なみ景観との調和を図る。</p> <p>眺める対象と眺める場所（視点場）との関係に留意し、良好な眺望の確保及び創出を図る。</p> <p>自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)を遵守し、地域の自然環境に応じた保護及び利用を図る。</p>

### 2 良好な景観の形成のための行為の制限（建築物）

項目	基準
配置	<p>道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう建築物の配置に配慮する。</p> <p>敷地に接する主となる道路側は、道路と壁面までの間に有効空間を確保するため、後退距離を設けることとし、その距離を 5m 以上とする。（敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup> 未満は除く。）</p> <p>街なみの連続性に配慮し、周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。</p>
屋根	<p>街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。</p> <p>色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系又は暗緑色系とし、銅板葺きの場合は、素材色とする。</p> <p>山なみと調和するよう、屋根形状については可能な限り勾配屋根とする。</p> <p>表面仕上げは、輝度の高いものを避け、素材を生かしたものとする。</p>
外壁	<p>街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。</p> <p>色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系又は灰色系とする。</p> <p>ガラス面等の反射する素材を多用しない。</p>
高さ	<p>次のいずれかに該当する区域においては、建築物の高さを 15m 以下とする。</p> <p>ただし、自然公園法において、建築物の高さを 15m 以下としている区域及び下記の基準を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画用途地域が第一種住居地域の区域</li> <li>・ 都市計画用途地域が近隣商業地域で容積率が 200% 以下の区域</li> <li>・ 自然公園法第 2 種特別地域 D 区域の区域</li> </ul> <p>国立公園内の普通地域内で、次の地区においては、自然公園法の基準にかかわらず建築物の高さを次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強羅地区・・・15m 以下とする。</li> <li>・ 大平台地区・・・13m 以下とする。</li> </ul> <p>* 建築物の高さは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に規定するものをいう。</p>
緑地	<p>緑地率を都市計画用途が住居系の場合は、20% 以上、商業系の場合は、10% 以上とする。</p> <p>道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。</p> <p>自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進める。</p>
その他	<p>駐車場は、建築物内に設置するか、周囲を樹木で覆う等、建物景観に配慮する。</p> <p>自動販売機、ごみ置場等は、街なみと調和するよう色彩、位置に配慮する。</p> <p>屋外に設置する空調室外機、受水槽等の設備機器等は、建築物壁面との調和や建物本体との統一感に配慮し、そのデザイン、位置に配慮するとともに目立たないよう工夫する。</p> <p>建築物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。</p>

### 3 良好な景観の形成のための行為の制限（工作物）

項目	基準
配置	<p>道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう工作物の配置に配慮する。</p> <p>周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。</p>
形態・素材・色彩	<p>街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。</p> <p>建築物と一体的に築造する場合は、建築物本体とのデザインに配慮する。</p> <p>擁壁等は、可能な限り自然石積、丸太積、擬岩ブロック積等自然物の材質、色調、構造等を模した工法とする。</p> <p>門柱、標識、照明燈は、周辺の雰囲気乱さないよう、落ち着いた形態、素材、色彩とする。</p> <p>外柵は、原則として生垣、築地（ツグ）等とし、ネットフェンス等による場合は、可能な限り植栽を行う。</p>
緑地	<p>道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。</p> <p>自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進めるものとする。</p>
その他	<p>工作物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。</p>

## 手 続 の 流 れ

開発事業指導要綱の手続き		景観法・条例の手続き		その他手続
開発事業事前相談書(提出)		事前相談書		関連法事前相談
要綱5-1		様式あり (届出の要・不要を確認)		
開発事業事前相談書(回答)		景観チェックシート(自己診断)		
要綱5-3 (景観の届出等について説明)		様式あり (届出が必要な場合)		
開発事業事前協議書(提出)	同時	景観計画区域内行為事前協議書		自然公園法手続
要綱5-1		様式あり (おおむね届出予定の30日前)		
		協議事項確認通知(町)、回答(事) 協議終了通知(町)		
協議書の締結・遵守事項確認書		景観計画区域内行為届出書		
要綱35		着手30日前、法16-1-1・2		
		必要に応じ 勧告・変更命令 (法16-3、17-1・5)		
		行為制限の適合通知		都市計画法32条協議
		法18-2(着手制限期間短縮)		都市計画法許可申請手続 建築確認申請手続
工事着手届		対象行為着手届出書		
要綱19-1		景観条例施行規則13		
工事完了届		対象行為完了届出書		
要綱19-2		景観条例施行規則14-1		
工事完了検査適合通知書		対象行為完了検査適合通知書		
要綱19-4		景観条例施行規則14-2		

景観計画区域内行為事前相談書

平成 年 月 日

箱根町長 様

住所・所在地  
相談者 氏名・事業所名  
電 話 番 号

景観計画区域内の行為について、次のとおり相談します。  
景観チェックシート

行 為 の 場 所	箱根町				
事 業 者	住 所 ・ 所 在 地				
	氏 名 ・ 事 業 所 名				
	電 話 番 号				
用 途 地 域 等					
行 為 の 種 類	建 築 物 工 作 物	新 築 新 築	増 築・改 築 増 築・改 築	外 観 の 変 更 ( ) 外 観 の 変 更 ( )	
建 築 物 の 概 要	用 途				
	高 さ	m (最低地盤面から)		m (平均地盤面から)	
	階 数	地 上	階	地 下 階	
	構 造		敷 地 面 積	m <sup>2</sup>	
		今 回 行 為 対 象 部 分	対 象 以 外 の 部 分	合 計	
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	見 付 面 積	屋 根	m <sup>2</sup> ( %)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		外 壁	m <sup>2</sup> ( %)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	壁 面	色 彩 ( ) 素 材 ( )			
屋 根	色 彩 ( ) 素 材 ( )				
工 作 物 の 概 要	種 類		高 さ		
	長 さ				
	構 造	造			
	建 造 面 積	届 出 部 分 m <sup>2</sup>	以 外 の 部 分 m <sup>2</sup>	合 計 m <sup>2</sup>	
		届 出 部 分	届 出 以 外 の 部 分	合 計	
	見 付 面 積	m <sup>2</sup> ( %)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
色 彩		素 材			
添 付 図 書	案内図 相談概要が分かる資料 写真 その他 ( )				

## 1 全般

項目	基 準	遵守・配慮した内容
基本的事項	山なみ、湖、河川等がつくる優れた自然景観との調和を図る。	
	歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の特徴的な街なみ景観との調和を図る。	
	眺める対象と眺める場所(視点場)との関係に留意し、良好な眺望の確保及び創出を図る。	
	自然公園法(昭和32年法律第161号)を遵守し、地域の自然環境に応じた保護及び利用を図る。	

## 2 建築物

項目	基 準	遵守・配慮した内容
配置	道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう建築物の配置に配慮する。	
	敷地に接する主となる道路側は、道路と壁面までの間に有効空間を確保するため、後退距離を設けることとし、その距離を5m以上とする。(敷地面積が1,000㎡未満は除く。)	
	街なみの連続性に配慮し、周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。	
屋根	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。	
	色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系又は暗緑色系とし、銅板葺の場合は、素材色とする。	
	山なみと調和するよう、屋根形状については可能な限り勾配屋根とする。	
外壁	表面仕上げは、輝度の高いものを避け、素材を生かしたものととする。	
	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。	
	色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系又は灰色系とする。	
緑地	ガラス面等の反射する素材を多用しない。	
	緑地率を都市計画用途が住居系の場合は、20%以上、商業系の場合は、10%以上とする。	
	道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。	
その他	自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進める。	
	駐車場は、建築物内に設置するか、周囲を樹木で覆う等、建物景観に配慮する。	
	自動販売機、ごみ置場等は、街なみと調和するよう色彩、位置に配慮する。	
	屋外に設置する空調室外機、受水槽等の設備機器等は、建築物壁面との調和や建物本体との統一感に配慮し、そのデザイン、位置に配慮するとともに目立たないように工夫する。	
	建築物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。	

### 3 工作物

項目	基 準	遵守・配慮した内容
配置	道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう工作物の配置に配慮する。	
	周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。	
形態・素材・色彩	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。	
	建築物と一体的に築造する場合は、建築物本体とのデザインに配慮する。	
	擁壁等は、可能な限り自然石積、丸太積、擬岩ブロック積等自然物の材質、色調、構造等を模した工法とする。	
	門柱、標識、照明灯は、周辺の雰囲気乱さないよう、落ち着いた形態、素材、色彩とする。	
	外柵は、原則として生垣、築地(ツイジ)等とし、ネットフェンス等による場合は、可能な限り植栽を行う。	
緑地	道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。	
	自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進めるものとする。	
その他	工作物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。	

### 4 その他事項（景観重点地区に係る方策案から）

項目	対 象	遵守・配慮した内容
その他	屋外広告物に関する事。	
	ユニバーサルデザインに関する事。	
	その他	

様式 4

<p>景観計画区域内行為事前協議書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>箱根町長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">届 出 者 氏 名 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号 (連絡先、事務所、自宅、その他)</p> <p>関係図書を添えて次のとおり協議します。</p>		
代理者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
設計者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
施工者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
行為の場所	箱根町	
都市計画用途等	[都市計画用途]	地域 用途地域外
	[特別用途地区]	地区 指定なし
	[防火地域等]	地域 指定なし 22条区域
	[自然公園法]	第 種特別地域 区域 普通地域 区域外
行為の期間	[着手予定] 年 月 日	[完了予定] 年 月 日
行為の種類	建築物	新築 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)
	工作物	新設 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)



建築物の概要	用途				
	高さ	m (最低地盤面から)		m (平均地盤面から)	
	階数	地上	階	地下	階
	構造	造 一部 造			
	敷地面積	m <sup>2</sup>			
	壁面後退	距離： m (敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の場合)			
	緑地率	%			
	屋根形状・勾配	形状：		勾配： %	
		届出部分	届出以外の部分	合計	
	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	見付面積	屋根	m <sup>2</sup> ( %)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		外壁	m <sup>2</sup> ( %)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	仕上材	屋根	色 彩	屋根	
外壁		外壁			
工作物の概要	種類				
	高さ	m (地上からの高さ)			
	長さ	m (門、塀、柵、垣等の場合)			
	構造	造 一部 造			
	建造面積	届出部分 m <sup>2</sup>	届出以外の部分 m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>	
	敷地面積	m <sup>2</sup>			
	仕上材		色 彩		
		届出部分	届出以外の部分	合計	
	見付面積	m <sup>2</sup> ( %)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
添付図書	敷地位置図 (2,500分の1以上) 敷地内の建築物・工作物位置図 (100分の1以上) 平面図・立面図 (50分の1以上) 現況写真 (周辺含む) 緑地計算書 (100分の1以上) その他 ( )				

注 1 都市計画用途等及び行為の種類欄は、該当する をチェックしてください。

2 仕上材欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。

3 色彩欄には、色調及びマンセル値を記入してください。

第7号様式（第3条、第44条関係）

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

箱根町長 様

住 所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

届 出 者 氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

電話番号（連絡先、事務所、自宅、その他）

景観法第16条第1項の規定により関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

代理者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
設計者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
施工者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	

行為の場所 箱根町

都市計画用途等	[都市計画用途]	地域	用途地域外
	[特別用途地区]	地区	指定なし
	[防火地域等]	地域	指定なし 22条区域
	[自然公園法]	第 種特別地域	区域 普通地域 区域外

行為の期間  年 月 日  年 月 日

行為の種類	建築物	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替） 色彩の変更
	工作物	新設 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替） 色彩の変更

この届出書の内容の写し（一覧表等を含む。）を町庁舎及びホームページで公表することに  
 ついて 同意します。 同意しません。

建築物の概要	用途				
	高さ	m (最低地盤面から)		m (平均地盤面から)	
	階数	地上	階	地下	階
	構造	造 一部 造			
	敷地面積	m <sup>2</sup>			
	壁面後退	距離: m (敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の場合)			
	緑地率	%			
	屋根形状・勾配	形状:		勾配: %	
		届出部分	届出以外の部分	合計	
	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	見付面積	屋根	m <sup>2</sup> ( %)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		外壁	m <sup>2</sup> ( %)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	仕上材	屋根	色 彩	屋根	
外壁		外壁			
工作物の概要	種類				
	高さ	m (地上からの高さ)			
	長さ	m (門、塀、柵、垣等の場合)			
	構造	造 一部 造			
	建造面積	届出部分 m <sup>2</sup>	届出以外の部分 m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>	
	敷地面積	m <sup>2</sup>			
	仕上材		色 彩		
		届出部分	届出以外の部分	合計	
	見付面積	m <sup>2</sup> ( %)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
添付図書	敷地位置図 (2,500分の1以上) 敷地内の建築物・工作物位置図 (100分の1以上) 平面図・立面図 (50分の1以上) 現況写真 (周辺含む) 緑地計算書 (100分の1以上) その他 ( )				

注 1 都市計画用途等及び行為の種類欄は、該当する をチェックしてください。

2 仕上材欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。

3 色彩欄には、色調及びマンセル値を記入してください。

第 8 号様式（第 4 条、第 44 条関係）

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

箱根町長 様

住 所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

届 出 者 氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

電話番号（連絡先、事務所、自宅、その他）

景観法第 16 条第 2 項の規定により関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

当初届出年月日	年 月 日
行 為 の 場 所	箱根町
変 更 事 項	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	
添 付 図 書	変更に係る図書を添付してください。

第 11 号様式（第 8 条、第 44 条関係）

景観計画区域内行為（変更）通知書		年 月 日
箱根町長 様		
住 所		
通知者 氏 名		
電話番号 ( )		
景観法第 16 条第 5 項の規定により関係図書を添えて次のとおり通知します。		
代理者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
設計者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
施工者	住所・所在地	
	氏名・事業所名	
	電話番号	
行為の場所	箱根町	
都市計画用途等	[都市計画用途]	地域 用途地域外
	[特別用途地区]	地区 指定なし
	[防火地域等]	地域 指定なし 22 条区域
	[自然公園法]	第 種特別地域 区域 普通地域 区域外
行為の期間	[着手予定] 年 月 日	[完了予定] 年 月 日
行為の種類	建築物	新築 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替） 色彩の変更
	工作物	新設 増築 改築 移転 外観の変更（修繕・模様替） 色彩の変更
この通知書の内容の写し（一覧表等を含む。）を町庁舎及びホームページで公表することに ついて 同意します。 同意しません。		

建築物の概要	用途				
	高さ	m (最低地盤面から)		m (平均地盤面から)	
	階数	地上	階	地下	階
	構造	造 一部 造			
	敷地面積	m <sup>2</sup>			
	壁面後退	距離: m (敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 以上の場合)			
	緑地率	%			
	屋根形状・勾配	形状:		勾配: %	
		届出部分	届出以外の部分	合計	
	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	見付面積	屋根	m <sup>2</sup> ( %)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		外壁	m <sup>2</sup> ( %)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	仕上材	屋根	色 彩	屋根	
外壁		外壁			
工作物の概要	種類				
	高さ	m (地上からの高さ)			
	長さ	m (門、塀、柵、垣等の場合)			
	構造	造 一部 造			
	建造面積	届出部分 m <sup>2</sup>	届出以外の部分 m <sup>2</sup>	合計 m <sup>2</sup>	
	敷地面積	m <sup>2</sup>			
	仕上材		色 彩		
		届出部分	届出以外の部分	合計	
	見付面積	m <sup>2</sup> ( %)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
添付図書	敷地位置図 (2,500分の1以上) 敷地内の建築物・工作物位置図 (100分の1以上) 平面図・立面図 (50分の1以上) 現況写真 (周辺含む) 緑地計算書 (100分の1以上) その他 ( )				

- 注 1 行為の場所及び行為の種類欄は、該当する をチェックしてください。
- 2 仕上材欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
- 3 色彩欄には、色調及びマンセル値を記入してください。

第 16 号様式（第 13 条、第 44 条関係）

<p>対象行為着手届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>箱根町長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">届 出 者 氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号（連絡先、事務所、自宅、その他）</p> <p>届出行為に着手したいので、箱根町景観条例施行規則第 13 条の規定により次のとおり届け 出ます。</p>	
届 出 年 月 日	年 月 日
行 為 の 場 所	箱根町
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
施 工 者	住所・所在地
	氏名・事業所名
	電 話 番 号
備 考	

第 17 号様式（第 14 条、第 44 条関係）

<p>対象行為完了（中止）届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>箱根町長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">届 出 者 氏 名（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: center;">電話番号（連絡先、事務所、自宅、その他）</p> <p>届出行為を（完了・中止）したので、箱根町景観条例施行規則第 14 条の規定により次のとおり届け出ます。</p>	
届 出 年 月 日	年 月 日
行 為 の 場 所	箱根町
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 ・ 中 止 年 月 日	年 月 日
施 工 者	住所・所在地
	氏名・事業所名
	電 話 番 号
備 考	



## 1 建築物の色彩

## (1) 屋根

ア 暗褐色系、灰黒色系、赤錆び系又は暗緑系とし、銅板葺きの場合にあっては、素材色とする。(色彩のめやす - 表1)

イ ただし次の場合は、この限りではない。

- ・ 見付面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合(ロゴ等を含む)
- ・ 神社仏閣、歴史的建造物等
- ・ 無着色の自然素材を用いる場合

表1 &lt;屋根の色彩における色彩基準(めやす)&gt;

色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)
5YR から 5Y まで	5 以下	6 以下
上記以外の有彩色	5 以下	2 以下
無彩色	8 以下	-

\* 標記: (色相) (明度) / (彩度)

## (2) 外壁及び工作物

ア 褐色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系とする。(色彩のめやす - 表2)

イ ただし次の場合は、この限りではない。

- ・ 各見付面積の10分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合
- ・ 歴史的建造物等で周囲の景観に調和すると認められる場合
- ・ 無着色の自然素材を用いる場合

表2 &lt;建築物及び工作物の色彩における色彩基準(めやす)&gt;

色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)
5YR から 5Y まで	2 以上 8 以下	6 以下
上記以外の有彩色	2 以上 8 以下	2 以下
無彩色	9 以下	-

\* 標記: (色相) (明度) / (彩度)

## 2 その他

自動販売機(可能な限り)

自動販売機を屋外に設置する場合は外装色を 5Y7.5/1.5(自動販売機業界の景観対応推奨カラー)とする。

ただし、側面を木製の囲い等により遮へいした場合は、この限りではない。

## 箱根町景観計画等における届出対象の基準及び行為の制限の取扱い

## 1 本取扱いについて

景観法の施行に係る景観計画区域内の「届出対象行為と規模等の基準」及び「良好な景観の形成のための行為の制限」については、箱根町景観計画等の定めによるところであるが、景観計画等の適切な運用を図るため、景観計画等に定める基準の用語の定義及びそれら運用に係る取扱いを定めるものである。

## 2 届出対象の基準

## (1) 対象行為

届出の対象となる行為は、原則、建築確認申請に係る行為とする。ただし、都市計画法の許可申請又は箱根町開発事業指導要綱の協議を要する行為において、その開発区域を区分しそれぞれ建築確認申請をした場合は、単に区分された建築確認申請の行為ごとを対象とするのではなく、その開発行為の計画内容や景観への影響範囲を十分考察し、開発区域全体を行為の制限の基準に照らし、審査すべきと認めるものについては、開発に係る行為を届出対象とするものとする。

## (2) 建築物

## ア 「建築物の高さ 13m超」の算定方法

(ア) 高さ算定の地盤面は、建築物が周囲の地盤面に接する最も低い位置における水平面をいう。

(イ) 建築基準法第2条第3号に規定する建築設備（建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）のうち、避雷針及び寒冷地における暖房用等必要最小限の煙突は高さに参加しない。

## イ 延べ面積の算定方法

建築基準法施行令第2条第1項第4項に規定する建築物の各階の床面積（各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積）の合計とする。（容積率算定のための延べ面積ではない。）

## ウ 対象となる増改築等の捉え方

増改築等における上記高さ及び延べ面積の捉え方については、あくまでも、増改築等の行為の対象が規定規模を超える場合届出対象となる。

## エ 外観を変更することとなる修繕等（修繕、模様替え、色彩の変更）

(ア) 主に屋根及び外壁が対象となり、屋根においては水平投影面積に対する変更面積、外壁においては張り間方向及びけた行方向の鉛直投影面積の合計に対する変更面積の割合が2分の1を超える場合届出対象となる。

(イ) 経年的な退色により、建築当初と同色にて壁面等を塗り替える場合であっても、外観の変更と捉える。

(ウ) 水平投影面積及び鉛直面積（見付け面積）に、窓、戸、出入り口等の開口部を含むものとする。

## (3) 工作物

## ア 高さの算定

- (ア) 工作物の各部が接する地盤からそれぞれの最後部までの高さをいう。
- (イ) 建築物の屋上に築造する場合は、屋根又は屋上から最高部までの高さをいう。
- (ウ) 擁壁等において、高さが3mを超える部分とそれ以下の部分が混在する場合は、3mを超える部分のみを対象とする。

## イ 築造面積

工作物の水平投影面積をいう。

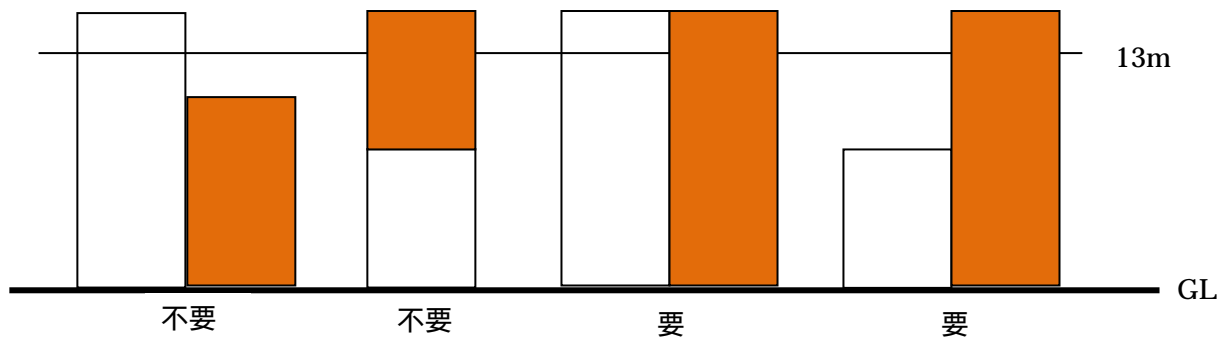
## ウ 新設以外の行為

届出対象については、高さ、長さ、築造面積等において数値を規定しているが、新設以外の行為については、その行為の対象が規定規模を超える場合に届出対象となる。

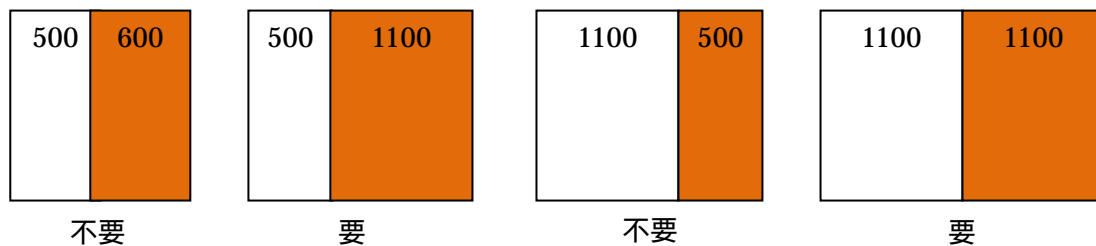
(建築物の増築の取扱い例)

 増築部

<高さ>



<延べ面積>



### 3 行為の制限の基準

#### (1) 建築物

##### ア 配置

- (ア) 道路、隣地からの距離を確保し、威圧感・圧迫感を与えない。
- (イ) 主たる道路と壁面までの間に有効空間を確保する。(敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上の場合は、主となる道路から 5m 以上とする。)
- 主たる道路の扱いは、その届出区域の土地利用のみに限定し判断するものではなく、届出区域も含めた周辺の状況により決定するものとする。
- 原則的に、主たる道路の判断は、国道、県道、町道の順に優先的に扱うものとし、同種の道路(国道と国道など)に接道する場合は、幅員の広い道路を優先する。
- (ウ) その他、棟間距離等については自然公園法施行規則及び箱根地域管理計画書のとおり。

##### イ 屋根

###### (ア) 形態

原則として切妻、寄棟、入母屋又は方形とする。

###### (イ) 素材

輝度の高いものを避け、素材を生かしたものとする。

###### (ウ) 色彩

- a 暗褐色(茶色)系、灰黒色系、赤錆び(暗い黄赤)系又は暗緑(もえぎ色)系とする。ただし、銅板葺きの場合にあっては、素材色とする。(色彩のめやす - 表 1)
- b ただし次の場合は、この限りではない。
- 各見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合(ロゴ等を含む)
  - この場合、見付け面積には、窓等の開口部は含まないものとする。
  - 神社仏閣、歴史的建造物等
  - 無着色の木材等の自然素材を用いる場合

しきそう  
色相 - 色あい、 明度 - 明るさ、 彩度 - 鮮やかさ

表 1 <屋根の色彩における色彩基準(めやす)>

色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)
5YR から 5Y まで	5 以下	6 以下
上記以外の有彩色	5 以下	2 以下
無彩色	8 以下	-

\* 標記: (色相) (明度) / (彩度)

###### (エ) 勾配

20% 以上とする。

- (オ) その他、軒の突き出し壁面から 0.5m 以上等の基準は、自然公園法施行規則及び箱根地域管理計画書のとおり。

## イ 外壁

### (ア) 形態

- a 自然と調和するものとし、ガラス面等の反射する素材を多用しない。  
ガラス面等の素材を使用する場合は、総見付面積の2分の1を超えない範囲とするとともに、できるだけ植栽等で隠すようにする。  
特に、湖面や西日による反射等については、十分に配慮する。
- b その他、一辺の長さが50m以下等の基準は、自然公園法施行規則及び箱根地域管理計画書のとおり。

### (イ) 色彩

- a 褐色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系とする。(色彩のめやす - 表3)
- b ただし次の場合は、この限りではない。
  - ・ 各見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセントとして着色する場合
  - ・ この場合、見付け面積には、窓、戸、出入り口等の開口部は含まないものとする。
  - ・ 歴史的建造物等で周囲の景観に調和すると認められる場合
  - ・ 無着色の木材等の自然素材を用いる場合

表2 < 建築物及び工作物の色彩における色彩基準(めやす) >

色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)
5YR から 5Y まで	2 以上 8 以下	6 以下
上記以外の有彩色	2 以上 8 以下	2 以下
無彩色	9 以下	-

\* 標記： (色相) (明度) / (彩度)

### (ウ) その他

- ・ デッキの突き出し、ドライエリアの規模等は、自然公園法施行規則及び箱根地域管理計画書のとおり。

## ウ 緑地

住居系 20%以上、商業系 10%以上とする。

使用樹種は、本地域に自生する植物と同種の植物とし、園芸品種等を用いる場合は、本地域に由来からよく使用されており、既に風土に馴染んでいる種とする。(富士箱根伊豆国立公園箱根地域管理計画書 添付資料「箱根地域に適した植栽種一覧」を参照)

【リョウブ科】リョウブ 【ミズキ科】ミズキ、ヤマボウシ

【カエデ科】オオイタヤメイゲツ、タカオカエデ、オオモミジ

【バラ科】ヤマザクラ、ナナカマド 【ツバキ科】ヒメシャラ、ツバキ

【ニレ科】ケヤキ 【ブナ科】ミズナラ、コナラ 【カバノキ科】ハンノキ、

## クマシデ、イヌシデ 等

### (ア) 緑地率

敷地面積から建築物、駐車場、道路等の人的な工作物の面積を除く、概ね樹林地と見なされる部分の面積の敷地に対する割合をいう。

## エ その他

### (ア) 自動販売機 (可能な限り)

周辺景観との調和を考慮し、建築物等と一体になるよう計画する。

自動販売機は、可能な限り建物内部か建物の陰に設置する。やむを得ず屋外に設置する場合は、外装色を 5Y7.5/1.5 (自動販売機業界の景観対応推奨カラー) とする。

ただし、側面を木製の囲い等により遮へいした場合は、この限りではない。

## (2) 工作物

### ア 色彩

建築物の基準に同じ

### イ 擁壁

自然石積、丸太積、擬岩ブロック積等自然物の素材、色調、構造等を模した工夫をする。(コンクリート擁壁はなるべく避ける。)

### ウ 電力柱・電話柱

柱の色彩は原則として素材の色又はこげ茶の艶消しとするが、周辺の既存柱の色彩との調和を考慮する。

## 4 事前相談及び事前協議

### (1) 事前相談

ア 事業者は、景観計画区域内で行おうとしている行為が届出対象に該当するか否か事前に町長に相談するものとする。

イ 町長は、相談があった場合は、速やかに行為の内容を確認し、届出の要否について通知するものとする。(様式については、別紙のとおり)

### (2) 景観チェック (自己診断)

行為が届出対象に該当する場合は、事前相談に備え景観チェックシートにより自己診断を行う。

### (3) 事前協議

事業者は、届出をしようとする日の 30 日前までに、その内容について事前に町長と協議するものとする。(様式については、別紙のとおり)

\* 事前協議終了後、事業者は景観法第 16 条第 1 項の規定により「景観計画区域

内行為届出書」を提出するもの。

附 則

この取扱いは、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成 21 年 11 月 6 日から施行する。

# 箱根町景観まちづくりアドバイザーを募集します!

箱根町では、地域の力で景観を守り育てる活動を支援するため、このたび景観計画提案団体（ 1 ）やその認定を受けようとする団体に対して景観まちづくりアドバイザーを派遣することとしました。

箱根町に愛着を持ち、景観まちづくりに関連する専門分野における知識、経験等を生かして、町民のみなさんと協働して良好な景観形成を目指して取り組んでいく意欲のある方をアドバイザーとして派遣したいと考えていますので、熱意ある方のご応募を心よりお待ちしております。

景観まちづくりアドバイザーの概要は以下のとおりとなります。

## アドバイザーの業務内容

景観計画提案団体（ 1 ）やその認定を受けようとする団体に対して助言等をしていただきます。（例・・・学習会、ワークショップ等へ参加してのアドバイス、専門分野をテーマにした講演等）また、箱根町の景観計画の変更の提案、景観重点地区（ 2 ）の提案等に関する事項について助言及び指導をしていただきます。

## アドバイザーの報酬

1回（4時間以内）につき3万円の報酬費に旅費実費相当額を加算し、限度額は5万円となります。



## 【解説】

- 1 景観計画提案団体とは、箱根町景観条例第9条第1項において定められている、自治会及び良好な景観の形成に関する活動を行う団体で、町長の認定を受けた団体です。
- 2 景観重点地区とは、箱根町景観条例第24条において定められている、重点的に景観の形成を図るために、町長が指定できる地区です。

**（募集要件、応募方法等については、裏面をご覧ください）**



## 募集要件・応募方法など

( 詳細は箱根町景観まちづくりアドバイザー募集要領をご覧ください。)

### 募集対象

箱根町に対する強い思い入れや深い愛情があり、景観まちづくりに関する活動を実践する熱意のある方。

### 募集条件

次の要件のいずれかに該当する方。

ア 景観、都市デザイン、色彩、都市計画、建築設計等の分野において、学校(専修学校及び各種学校を含む。)で教育又は研究に携わっていた方若しくは現在携わっている方

イ NPO法人、住民団体等又は個人で景観まちづくりに関する活動を実践した経験がある方若しくは現在実践している方

### 応募方法

箱根町景観まちづくりアドバイザー応募申請書に必要事項を記入していただき、郵送、Eメール又は直接箱根町都市整備課窓口へ提出してください。応募申請書は、町都市整備課窓口で配布するほか、当課ホームページからもダウンロードできます。なお、応募いただいた書類は、返却しません。

箱根町都市整備課ホームページのアドレスは、下記のとおりです。

(URL : [http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone\\_j/ka/seibi/00index.htm](http://www.town.hakone.kanagawa.jp/hakone_j/ka/seibi/00index.htm))

### 審査

原則応募申請書による書類審査となりますが、面接を行う場合もあります。

### 結果通知

郵送にて通知します。

## 書類送付・問い合わせ先

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256

箱根町環境整備部都市整備課景観推進班

TEL : 0465-85-9566

FAX : 0465-85-7577

E-Mail : [web\\_seibi@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:web_seibi@town.hakone.kanagawa.jp)



## 箱根町景観まちづくりアドバイザー派遣要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町景観条例(平成21年箱根町条例第1号。以下「条例」という。)第28条に規定する良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行おうとするものに対する技術的支援として、町が行う景観まちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。  
(派遣の対象)

第2条 町長は、条例第9条第1項に規定する景観計画提案団体及びその認定を受けようとする者に対し、アドバイザーを派遣することができる。

(委嘱)

第3条 町長は、景観、都市デザイン、色彩、都市計画、建築設計、町民活動等景観まちづくりに関連する内容について、深い知識や豊富な実務経験を有する者のうち適当と認める者を本人の承諾を得てアドバイザーとして委嘱することができる。

2 アドバイザーの任期は、原則2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(派遣業務)

第4条 アドバイザーは、次に掲げる事項について助言及び指導するものとする。

(1) 景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第11条第2項の規定による景観計画の変更の提案に関する事項

(2) 条例第24条の規定による景観重点地区の提案に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関する事項

(報償費等)

第5条 アドバイザーの派遣回数は、ひとつの活動に対して、年2回を限度とする。

2 アドバイザーの派遣に要する費用は、1回(4時間以内)につき3万円の報償費に旅費実費相当額を加算し、5万円を限度額として、町が予算の範囲内において支払う。

(派遣の申請)

第6条 アドバイザーの派遣を受けようとする者は、箱根町景観まちづくりアドバイザー派遣申請書(第1号様式)により、町長に申請しなければならない。

2 景観計画提案団体の認定を受けようとする団体が前項の申請をしようとする場合は、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 定款、規約又はこれに準ずる図書

(2) 活動目的を記載した図書

(3) 役員の名簿及び構成員の名簿

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

(派遣の決定)

第7条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査して派遣の可否を決定し、その旨を箱根町景観まちづくりアドバイザー派遣可否決定通知書(第2号様式)によりアドバイザーの派遣を申請した者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定によりアドバイザーの派遣を決定したときは、速やかにアドバイザーを決定し、箱根町景観まちづくりアドバイザー派遣依頼書(第3号様式)

により当該アドバイザーに依頼するものとする。

(業務実施の報告)

第8条 アドバイザーの派遣を受けた者は、派遣を受けた日から30日以内にその結果を箱根町景観まちづくりアドバイザー派遣結果報告書(第4号様式)により、町長に報告しなければならない。

2 派遣されたアドバイザーは、派遣された日から30日以内にその結果を箱根町景観まちづくりアドバイザー派遣実績報告書(第5号様式)により、町長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第9条 アドバイザーは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

## 箱根町景観まちづくりアドバイザー募集要領

### 1 目的

この要領は、箱根町景観まちづくりアドバイザー派遣要綱第3条に規定する景観まちづくりアドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）の委嘱にあたり、箱根町に愛着を持ち、景観まちづくりを地域と協働して行うことに高い意欲を持って積極的に取り組める、専門分野において深い知識を有する者を選出するために、広く募集することを目的とする。

### 2 アドバイザーの募集要件

#### (1) 対象

箱根町に対する強い思い入れや深い愛情があり、景観まちづくりに関する活動を実践する熱意のある者

#### (2) 資格

次の要件のいずれかに当てはまる者

ア 景観、都市デザイン、色彩、都市計画、建築設計等の分野において、学校(専修学校及び各種学校を含む。)で教育又は研究に携わっていた者若しくは現在携わっている者

イ NPO法人、住民団体等又は個人で景観まちづくりに関する活動を実践した経験がある者若しくは現在実践している者

### 3 応募方法

箱根町景観まちづくりアドバイザー応募申請書(第1号様式)(以下、「応募申請書」という。)に必要事項を記入し、郵送、Eメール又は直接箱根町都市整備課窓口へ提出する。応募申請書及び添付図書は、返却しない。

### 4 審査及び結果報告

#### (1) 審査方法

アドバイザー委嘱の審査については、原則応募申請書による書類審査とし、必要に応じて面接を行う。

#### (2) 審査基準

次項について審査をする。

ア 箱根町景観条例第2条に規定する基本理念を理解し、実践できる者であること。

イ 申請者の専門分野における教育、研究、景観まちづくりに関する活動等が、箱根町景観まちづくりアドバイザー派遣要綱第4条に規定する派遣業務に適していること。

ウ 応募申請書の記載事項に虚偽がないものであること。

#### (3) 結果通知

郵送にて通知する。

#### (4) 報告

アドバイザーの決定については、広報及びホームページ等で報告する。

5 募集期間

平成21年8月20日から平成21年9月3日まで(午後5時15分必着とする。)  
以後も、必要に応じて随時募集する。

6 書類申込先及び問い合わせ先

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256

箱根町環境整備部都市整備課景観推進班

TEL : 0465-85-9566

FAX : 0465-85-7577

E-Mail : [web\\_seibi@town.hakone.kanagawa.jp](mailto:web_seibi@town.hakone.kanagawa.jp)

第1号様式

箱根町景観まちづくりアドバイザー応募申請書

年 月 日

箱 根 町 長 様

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、箱根町景観まちづくりアドバイザーに応募します。なお、箱根町景観まちづくりアドバイザーの委嘱を受けた場合には、本制度の実施に関し氏名及び専門分野等の事項について、公表されることを承諾します。

専 門 分 野	景観・都市デザイン 色彩 都市計画 建築設計 その他 ( )
応 募 動 機	
添 付 図 書	履歴書又はこれに準ずる図書 専門分野での活動を記載した図書 身分及び資格等を証明する図書 その他 ( )

## 1 趣旨

本指針は、“環境先進観光地 箱根”を推進する本町が、箱根町景観条例第10条に規定する良好な景観の形成において先導的な役割を果たすため必要となる公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備に関する指針を定めるものです。

< 箱根町景観条例第10条 >

町は、公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備等を行うときは、良好な景観の形成において先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

## 2 箱根町景観計画における景観形成の目的

景観計画では、本町が取り組むべき景観形成の目的を次の2点としています。

- 1 町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境の創出
- 2 観光客がまた訪れたいと思えるような環境の創出

## 3 箱根町景観計画における良好な景観の形成に関する基本方針

景観計画では、景観法第8条第2項第2号に規定する本町の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を次の5点としています。

- 1 山なみの保全と豊かな自然を望むビューサイトエリアの形成
- 2 地域独自の街なみ景観等の保全と形成
- 3 歩きながら景観を楽しめる道路・駐車場の整備
- 4 「もてなしの心」で迎え入れる環境の整備
- 5 町民とともに進める景観づくり

## 4 公共施設整備の基本的事項

公共施設の整備にあたっては、各事業の目的を踏まえたうえで、次の事項に留意するものとします。

- (1) 箱根町景観計画に定める基本理念を十分踏まえるとともに、良好な景観の形成のための行為の制限に遵守します。
- (2) 山なみ、湖、河川等がつくる優れた自然景観や歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の特徴的な街なみ景観との調和に努めます。
- (3) 芦ノ湖や富士山等の眺め、山頂や高台からの豊かな自然景観を望むビューサイトエリア等については、視線を遮ることがないように努めます。
- (4) 公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となった良好な景観の形成に努めます。
- (5) 時の経過を考慮し、味わいが増すような素材やデザインの工夫に努めます。
- (6) 環境面、さらにはユニバーサル・デザインに配慮した人・自然にやさしい施

設整備に努めます。

- (7) 可能な限り計画策定の段階から町民等の参画を促進し、町民との合意形成に努めます。

## 5 対象事業

本指針の対象となる事業とその範囲を概ね次のとおりとします。

対 象	範 囲
建 築 物	新築、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又色彩若しくは材質の変更
工 作 物	新設、増築、改築又は移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又色彩若しくは材質の変更
案内板等	新設 外観を変更することとなる修繕又色彩若しくは材質の変更
道 路	新設又は改良による形状若しくは形態の変更 外観を変更することとなる色彩又は材質の変更
公 園	新設又は改良による形状若しくは形態の変更
橋 梁	新設又は改良による形状若しくは形態の変更 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又色彩若しくは材質の変更
河川・水路	新設又は改良による形状若しくは形態の変更
そ の 他	土地の造成等で景観に影響を及ぼすもの(ダム・えん堤、砂防・治山等) ストリート・ファニチャー等(街路灯、ベンチ等)の新設、改良等による形状、形態の変更及び外観を変更することとなる色彩若しくは材質の変更

## 6 共通指針

公共施設を整備するにあたっての共通となる整備指針を次のとおりとします。

対 象	内 容
法 面	周辺の動植物保護及び利用者の安全上支障のない範囲で地形、地質等を考慮した構造及び形態とするよう努めます。 切土及び盛土による法面は、周辺の景観に調和するようにするとともに緑化に努めます。
擁 壁	形態、意匠の工夫(自然石積、丸太積、擬岩ブロック等自然物の素材、色調、構造等を模した工法等)や緑化等により、周辺の景観と調和するよう努めます。
外 柵	原則として生垣等とし、ネットフェンス等による場合は、構造、形態、意匠及び色彩について周辺の景観との調和、地域特性に配慮します。 道路側等においては、できるだけ植栽帯を設ける等、修景に努めます。
緑化・植栽	良好な景観を形成している既存樹木については、原則保存とし、やむを得ない場合は、移植等による活用に努めます。 植栽にあたっては、原則として地域に自生する植物と同種の植物を使用します。庭園木や園芸品種を用いる必要がある場合は、地域で従来から良く使用さ



	れており、既に風土になじんでいるものを使用し、地域特性に十分配慮します。
占用工作物 (電柱等)	規模、構造、意匠及び色彩について、周辺の景観との調和するよう努めます。
工事施工中	工事の仮設工作物等については、周辺の優れた景観との調和に努めます。

## 7 施設別指針

公共施設を整備するにあたっての施設毎の整備指針を次のとおりとします。

### (1) 建築物

対 象	内 容												
位 置	<p>道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう配慮します。 敷地に接する道路側は、道路と壁面の間に有効的なスペース（原則5メートル以上）を確保し、歩道の整備や歩道と一体的な利用について配慮します 確保されたスペースは、ストリート・ファニチャーの設置、緑地等により快適な空間の創設に努めます。 街なみの連続性に配慮し、周辺の建築物等と調和するよう配慮します。</p>												
屋 根	<p>街なみに配慮し、周辺と調和するような形態、素材、色彩とします。 色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系又は暗緑色系とし、銅板葺の場合は、素材色とします。 ただし次の場合は、この限りではありません。 ・ 各見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合（ロゴ等を含む） この場合、見付け面積には、着色をしない窓等の開口部は含まないものとします。 ・ 歴史的建造物等 ・ 無着色の木材等の自然素材を用いる場合 屋根形状については、20%以上の勾配屋根とし、切妻、寄棟、入母屋又は方形とします。 表面仕上げは、輝度の高いものを避け、素材を生かしたものとします。 &lt;マンセル数値による屋根の色彩基準（めやす）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相(Hue)</th> <th>明度(Value)</th> <th>彩度(Chroma)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR から 5Y まで</td> <td>5 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の有彩色</td> <td>5 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>8 以下</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 標記： （色相） （明度）/ （彩度）</p>	色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)	5YR から 5Y まで	5 以下	6 以下	上記以外の有彩色	5 以下	2 以下	無彩色	8 以下	-
色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)											
5YR から 5Y まで	5 以下	6 以下											
上記以外の有彩色	5 以下	2 以下											
無彩色	8 以下	-											
外 壁	<p>街なみに配慮し、周辺と調和するような形態、素材、色彩とします。 色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系又は灰色系とします。 ただし次の場合は、この限りではありません。 ・ 各見付面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセント色として着色する場合（ロゴ等を含む）</p>												

	<p>この場合、見付け面積には、着色をしない窓等の開口部は含まないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的建造物等</li> <li>・ 無着色の木材等の自然素材を用いる場合</li> </ul> <p>ガラス面等の反射する素材を多用しないようにします。</p> <p>やむを得ずガラス面等の素材を使用する場合は、総見付面積の2分の1を超えない範囲とするとともに、できるだけ植栽等で隠すようにします。</p> <p>特に、湖面や西日による反射等については、十分に配慮します。</p> <p>&lt;マンセル数値による外壁の色彩基準(めやす)&gt;</p> <table border="1" data-bbox="376 568 1241 757"> <thead> <tr> <th>色相(Hue)</th> <th>明度(Value)</th> <th>彩度(Chroma)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR から 5Y まで</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の有彩色</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>9 以下</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 標記： (色相) (明度) / (彩度)</p>	色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)	5YR から 5Y まで	2 以上 8 以下	6 以下	上記以外の有彩色	2 以上 8 以下	2 以下	無彩色	9 以下	-
色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)											
5YR から 5Y まで	2 以上 8 以下	6 以下											
上記以外の有彩色	2 以上 8 以下	2 以下											
無彩色	9 以下	-											
緑地	<p>道路に面する部分は、生垣又は植栽帯の設置に努めます。</p> <p>既存植生の保全に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進めます。</p> <p>樹種については、富士箱根伊豆国立公園箱根地域管理計画書の資料2「箱根地域に適した植栽種一覧」を参照してください。</p> <p>【リョウブ科】リョウブ 【ミズキ科】ミズキ、ヤマボウシ 【カエデ科】オオイタヤメイゲツ、タカオカエデ、オオモミジ 【バラ科】ヤマザクラ、ナナカマド 【ツバキ科】ヒメシャラ、ツバキ 【ニレ科】ケヤキ 【ブナ科】ミズナラ、コナラ 【カバノキ科】ハンノキ、クマシデ、イヌシデ 等</p> <p>都市計画用途が住居系の場合は20%以上、商業系の場合は10%以上の緑地を確保します。</p>												
その他	<p>屋外に設置する空調室外機、受水槽等の設備施設等は建築物壁面との調和や建物本体との統一感に配慮し、そのデザイン、位置に配慮するとともに、目立たないよう工夫します。</p> <p>自動販売機は、可能な限り建物内部か建物の陰に設置するようにします。やむを得ず屋外に設置する場合は、外装色を5Y7.5/1.5(自動販売機業界の景観対応推奨カラー)とします。ただし、側面を木製の囲い等により遮へいする場合は、この限りではありません。</p> <p>駐車場は、建築物内に設置するか、周囲を樹木で覆う等、景観に配慮します。ごみ置場等の設置は、目立たないように配慮します。</p> <p>原則的に給排水管、ダクト等は、壁面に露出させないように配慮します。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施す等目立たないように配慮します。</p> <p>建築物本体は、周辺の優れた景観との調和に努めながら、必要に応じ地域のシンボルとなるよう努めます。</p> <p>敷地内には、必要に応じ彫刻、モニュメント等を設置し、魅力的な空間の創出に努めます。</p>												

	<p>敷地内は、可能な限り電線類の地中化に努めます。</p> <p>建築物の撤去後の跡地は、周辺の優れた景観との調和が損なわれることがないよう努めます。</p> <p>環境面及びユニバーサル・デザインにおける景観形成に努めます。</p>
--	--

(2) 工作物

対 象	内 容												
位 置	<p>道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう配慮します。</p> <p>周辺の建築物等と調和するよう配慮します。</p>												
形体・素材 色 彩	<p>街なみに配慮し、周辺と調和するような形態、素材、色彩とします。</p> <p>建築物と一体的に築造する場合は、建築物本体とのデザインに配慮します。</p> <p>表面仕上げは、輝度の高いものを避け、素材を生かしたものとします。</p> <p>&lt;マンセル数値による工作物の色彩基準(めやす)&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #d9ead3;">色相(Hue)</th> <th style="background-color: #d9ead3;">明度(Value)</th> <th style="background-color: #d9ead3;">彩度(Chroma)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR から 5Y まで</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の有彩色</td> <td>2 以上 8 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>9 以下</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 標記： (色相) (明度) / (彩度)</p>	色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)	5YR から 5Y まで	2 以上 8 以下	6 以下	上記以外の有彩色	2 以上 8 以下	2 以下	無彩色	9 以下	-
色相(Hue)	明度(Value)	彩度(Chroma)											
5YR から 5Y まで	2 以上 8 以下	6 以下											
上記以外の有彩色	2 以上 8 以下	2 以下											
無彩色	9 以下	-											
緑 地	<p>道路に面する部分は、生垣又は植栽帯の設置に努めます。</p> <p>既存植生の保全に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進めます。</p>												
そ の 他	<p>工作物の撤去後の跡地は、周辺の優れた景観との調和が損なわれることがないよう努めます。</p> <p>電柱、アンテナ等は、原則高さ 13 メートル以下とし、色彩は素材色又はこげ茶の艶消しとしますが、周辺の既存柱の色彩との調和を考慮するものとします。</p> <p>環境面及びユニバーサル・デザインにおける景観形成に努めます。</p>												

### (3) 公共サイン(標識、案内板等)

#### 内 容

##### 【分かりやすいサインの整備】

文字の書体は、表記する対象により、次の書体を基本とします。

- ・ 和文書体 角ゴシック系書体
- ・ 欧文書体及び和文中の数字 サンセリフ(飾りを持たないもの)系書体
- ・ 中国語・ハングル書体 国内で使用できる写真植字で標準的な書体

\* ただし、情報内容等により、その他の書体がふさわしいと考えられる場合は、この限りではありません。

文字の大きさは、視力の低下した方への配慮や視距離に応じた大きさを選択することとし、標準的な基準である文字高さの目安(国土交通省等のガイドラインで提示されている数値)よりも小さいものは使用しないこととします。

視距離	和文文字高	英文文字高
30mの場合	120mm 以上	90mm 以上
20mの場合	80mm 以上	60mm 以上
10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5mの場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2mの場合	9mm 以上	7mm 以上

\* 出典 国土交通省「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」

必要な情報をシンプルに表示することとします。

情報提供手段(紙の地図・パンフレット、パソコン・携帯電話、観光案内所等)は、情報の種類やその特性が異なるため、効果的に使い分け相互に補完しながら提供できるよう努めます。

##### 【国際化、ユニバーサル・デザインに配慮したサインの整備】

案内標識等は、ユニバーサル・デザインの観点から日本語、英語及びピクトグラムの3種類の表記を基本とし、必要に応じた言語表記や音声案内等の活用を検討します。

<ピクトグラム「観光・文化・スポーツ施設」の例>



展望地/景勝地  
View point



陸上競技場  
Athletic stadium



サッカー競技場  
Football stadium



野球場  
Baseball stadium



テニスコート  
Tennis court



海水浴場/プール  
Swimming place



スキー場  
Ski ground



キャンプ場  
Camp site



温泉  
Hot spring

地色と図色の組み合わせによる明度差が大きいほど判読しやすくなるので、明度差ができるだけ5以上となるよう配慮します。

車いす使用者や視力の弱い人が、できるだけ近づいて表示面を見ることができる構造とします。

サイン施設は歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。

表記内容を簡潔で読みやすいものとするために、施設名称は必要に応じて簡略化するものとします。

#### 【景観へ配慮したサインの整備】

整理合理化（不要サインの撤去、集約化等）に努め、設置数や配置場所の適正化を図ります。

地域における景観の特性や路線単位での統一性に努めます。

使用する色彩は、緑色系、白色系、茶色系、黒色系のうち 3 色以内とします。（原則は、白色系と茶色系の 2 色とします。案内図、解説板等を除きます。）

支柱の色は、原則、焦茶色の艶消しとします。

のぼりは、他の方法で代替えするなど、できるだけ設置しないこととします。

定期的に清掃、修繕を行い、常に美しい状態に保ちます。

その他、自然公園法及び神奈川県屋外広告物条例の基準に遵守します。

### (4) 道路

対象	内容
選定等	良好な地域の景観を損なわないよう路線の選定を行い、周辺景観との調和に努めます。
交差点	交差点における信号機柱、標識、照明施設等については、できる限り整理統合に努め、周辺の景観への影響を緩和するよう配慮します。
歩道 自転車道	歩道及び自転車道の舗装は、必要に応じ地域の特性を生かした素材の活用に努め、周辺の景観との調和に配慮します。 必要に応じ、緑化、ポケットパークの設置等により潤い場の創設に努めます。
横断歩道	意匠、色彩について、周辺の景観との調和に配慮し、橋の取付部分等は、必要に応じ緑化に努めます。
地下歩道	上屋は、意匠、色彩について、周辺の景観との調和に配慮します。 地下部は、安心感、楽しさ、明るさを持つ空間となるよう配慮します。
道路附属物	防護柵、照明施設、標識等は、形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、周辺の優れた景観との調和に努めるとともに、地域や沿線における統一性に努めます。 良好な景観の形成を図るため、可能な限り、電線類の地中化を図るよう努めます。
道路緑化	可能な限り連続した植栽帯やプランター設けるとともに、浴道の緑を有効活用した緑化に努めます。 ポイントとなる地点等は、必要に応じポケットパーク等として緑化修景し、憩いの空間を創出するよう配慮します。
シークエン	シークエンス景観（移動景観）の演出に努めるとともに、主要な視点場において

ス 景 観	は、駐車スペースやトイレを設けるよう努めます。
-------	-------------------------

( 5 ) 公園

対 象	内 容
施 設	位置、形態、意匠、素材等の工夫により、園内や周辺の優れた景観との調和に努めるとともに、ユニバーサル・デザインにおける景観形成に努めます。 災害時の避難場所の確保、都市生活の安全性、快適性の確保を図るため、構造上十分配慮した設計を行います。 生活や地域コミュニティの場として、自然や文化を生かした整備に配慮します。
緑の保全と緑化	植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を生かした効果的な植栽や既存緑地の利用を図り、周辺の景観と調和した緑化に努めます。

( 6 ) 橋梁

対 象	内 容
橋 梁 本 体	形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の優れた景観との調和に努めるとともに、必要に応じ造形的な美しさの創設に努めます。
高 欄 及 び 照 明 施 設	橋梁本体との調和に努めるとともに、形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺の優れた景観との調和に努めます。

( 7 ) 河川及び水路

対 象	内 容
護 岸	形態、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺の優れた景観との調和に努めるとともに、人と生き物に優しい親水護岸により、水辺景観の形成に努めます。
堤 防 及 び 高 水 敷	地域の自然景観との調和に努めるとともに、可能な限り親水性の確保に努めます。
そ の 他	水辺空間においては、親水性を確保しユニバーサル・デザインにおける景観形成に努めること。

## 8 箱根町景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限

### (1) 届出対象行為と規模等の基準

#### 【届出対象区域】

届出対象区域	国立公園内の特別地域（特別保護地区を含む。）を除く区域
--------	-----------------------------

#### 【届出対象行為と規模等の基準】

区分	届出対象行為と規模等の基準
建築物	高さ 13m 又は延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物の新築
	増築等に係る部分の高さが 13m 又は延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
	高さ 13m 又は延べ面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超える建築物の外観を変更することとなる修繕等であって、当該建築物の修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の 2 分の 1 を超えるもの
工作物	次に掲げる工作物の新設・増築等（新設以外にあつては、当該行為に係る部分を対象とする。）修繕等（当該修繕等に係る部分の見付面積が総見付面積の 2 分の 1 を超えるものを対象とする。） 門、塀、柵、垣（生垣を除く。）その他これらに類するもので、高さが 3m を超えかつ長さが 30m を超えるもの 擁壁その他これらに類するもので、高さが 3m を超えるもの 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもので、高さが 15m を超えるもの 街路灯、照明灯等その他これらに類するもので、高さが 5m を超えるもの 橋梁、高架鉄道、高架道路その他これらに類するもので、長さ 20m を超えるもの その他工作物で、高さが 15m を超えるもの又は築造面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの

(注)

イ 増築等：建築物・工作物の増築、改築又は移転をいう。

ロ 修繕等：建築物・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更をいう。

ハ 建築物の高さ算定の地盤面：建築物が周囲の地盤と接する最も低い位置における水平面をいう。

ニ 見付面積：建築物の外壁及び屋根、工作物の外装の一つの面における垂直投影面積をいう。

## ( 2 ) 良好な景観の形成のための行為の制限

### 【良好な景観の形成のための行為の制限（基本的事項）】

項目	基準
基本的事項	山なみ、湖、河川等がつくる優れた自然景観との調和を図る。 歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の特徴的な街なみ景観との調和を図る。 眺める対象と眺める場所(視点場)との関係に留意し、良好な眺望の確保及び創出を図る。 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)を遵守し、地域の自然環境に応じた保護及び利用を図る。

### 【良好な景観の形成のための行為の制限（建築物）】

項目	基準
配置	道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう建築物の配置に配慮する。 敷地に接する主となる道路側は、道路と壁面までの間に有効空間を確保するため、後退距離を設けることとし、その距離を 5m 以上とする。(敷地面積が 1,000 m <sup>2</sup> 未満は除く。) 街なみの連続性に配慮し、周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。
屋根	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。 色彩は、暗褐色系、灰黒色系、赤錆色系又は暗緑色系とし、銅板葺きの場合は、素材色とする。 山なみと調和するよう、屋根形状については可能な限り勾配屋根とする。 表面仕上げは、輝度の高いものを避け、素材を生かしたものとする。
外壁	街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。 色彩は、褐色系、ベージュ色系、クリーム色系又は灰色系とする。 ガラス面等の反射する素材を多用しない。
高さ	次のいずれかに該当する区域においては、建築物の高さを 15m 以下とする。 ただし、自然公園法において、建築物の高さを 15m 以下としている区域及び下記の基準を除く。 ・ 都市計画用途地域が第一種住居地域の区域 ・ 都市計画用途地域が近隣商業地域で容積率が 200% 以下の区域 ・ 自然公園法第 2 種特別地域 D 区域の区域 国立公園内の普通地域内で、次の地区においては、自然公園法の基準にかかわらず建築物の高さを次のとおりとする。 ・ 強羅地区・・・15m 以下とする。 ・ 大平台地区・・・13m 以下とする。 * 建築物の高さは、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に規定するものをいう。
緑地	緑地率を都市計画用途が住居系の場合は、20% 以上、商業系の場合は、10% 以上とする。 道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。 自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進める。
その他	駐車場は、建築物内に設置するか、周囲を樹木で覆う等、建物景観に配慮する。 自動販売機、ごみ置場等は、街なみと調和するよう色彩、位置に配慮する。 屋外に設置する空調室外機、受水槽等の設備機器等は、建築物壁面との調和や建物本体との統一感に配慮し、そのデザイン、位置に配慮するとともに目立たないよう工夫する。 建築物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。

### 【良好な景観の形成のための行為の制限（工作物）】



項目	基準
配置	<p>道路、隣地からの距離を確保し、圧迫感、威圧感を与えないよう工作物の配置に配慮する。</p> <p>周辺の建築物等と調和するよう配置に配慮する。</p>
形態・素材・色彩	<p>街なみに配慮し、周囲と調和するような形態、素材、色彩とする。</p> <p>建築物と一体的に築造する場合は、建築物本体とのデザインに配慮する。</p> <p>擁壁等は、可能な限り自然石積、丸太積、擬岩ブロック積等自然物の材質、色調、構造等を模した工法とする。</p> <p>門柱、標識、照明燈は、周辺の雰囲気乱さないよう、落ち着いた形態、素材、色彩とする。</p> <p>外柵は、原則として生垣、築地(ツイジ)等とし、ネットフェンス等による場合は、可能な限り植栽を行う。</p>
緑地	<p>道路に面する部分は、生け垣又は植栽帯の設置に努めるものとする。</p> <p>自然環境との調和や良好な景観形成を図るため、既存植生の保存に努めるとともに、周辺の景観や自然植生に配慮した緑化を進めるものとする。</p>
その他	<p>工作物の解体後等の跡地は、周辺の景観と調和させるよう努める。</p>

景観条例

1 景観計画実施計画の策定について

箱根町景観計画では、町が進むべき景観まちづくりの将来像を『愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち』とし、良好な景観の形成に関する基本方針を示しています。

実施計画では、それら基本方針に基づき、景観まちづくりの将来像を具現化するため、重点的に取組むべき事業とその内容を明らかにするものです。

2 景観計画の構成と期間

景観計画では、その第1章1-8「将来の良好な景観づくりに向けた段階的取り組み」において、景観まちづくりの将来像の具現化を3つのステップにより段階的に進めることとしています。

景観計画施行後の5年間（平成21年度から平成25年度まで）をSTEP1、施行後6年から10年の5年間（平成26年度から平成30年度まで）をSTEP2、施行後11年から20年の10年間（平成31年度から平成40年度）をSTEP3としています。

この実施計画は、STEP1の期間において実施する事業を対象とし、その事業の目的や内容、年度毎の取組み事項等を示します。

表1 箱根町景観計画の構成と期間

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
景観計画																			
STEP1					STEP2					STEP3									
実施計画(1)					実施計画(2)					実施計画(3-1)					実施計画(3-2)				

3 景観計画における段階的取り組みの目標

対象	目 標
STEP1	協働体制基盤をつくる。 できることから始める。
STEP2	全町的に景観ビジョンの共通認識がされる。 町民等の積極的な活動が展開される。
STEP3	町民が愛着を持ち住み続けたいと思えるような町になる。 観光客がまた訪れたいと思える町になる。

4 進行管理及び公表

実施計画を着実に推進するため、箱根町景観施策推進会議において効果的な進行管理に努めます。

また、実施計画の進捗状況については、インターネットホームページ等により効

果的に公表します。

## 5 景観計画における良好な景観形成に関する基本方針

### 方針1 山なみの保全と豊かな自然を望むビューサイトエリアの形成

箱根火山は典型的な複式火山で、神山を中心とする中央火口丘群とそれを囲む古期外輪山、新时期外輪山で形成され、その豊かな自然景観は、本町の貴重な財産です。

山の稜線は、景観を構成する重要な要素であるため、それらを未来永劫守り続けるとともに、山なみ景観を阻害しないよう建築物の高さや色彩の制限等を町民と合意形成を図りながら進めていきます。

また、芦ノ湖や富士山の眺め、山頂や高台からの街なみ等豊かな自然景観を望むビューサイトエリアについては、その視界を遮るものがないよう規制誘導を図ります。

### 方針2 地域独自の街なみ景観等の保全と形成

本町では、湯本地域、温泉地域などの情緒ある温泉場としての街なみ景観、箱根地域の箱根関跡や箱根神社を中心とした宿場町や門前町の街なみ景観、宮城野地域や仙石原地域の落ち着いた保養地としての街なみ景観を見ることができます。

このように、本町では地域それぞれに特徴的な街なみ景観が形成されており、これら地域独自の景観の保全と形成を図ります。

### 方針3 歩きながら景観を楽しめる道路・駐車場の整備

本町は、山岳地に街が形成されているという地形的な要因から、僅かな視点の移動でも景観が大きく変化するという特徴を持っています。

そこで、歩きながら景観の変化を楽しむことができる環境づくりが重要と考えることから、歩行者が安心して歩くことができる歩道や観光スポットの回遊性を高めるための歩道や駐車場の整備を進めます。

#### 方針 4

#### 「もてなしの心」で迎え入れる環境の整備

本町は、日本を代表する国際観光地として発展してきた町で、国内外から多くの観光客が訪れます。それら観光客に対しては、「もてなしの心」をもって迎え入れる環境整備が必要です。そこで、着地前・後の効果的な情報提供に努めるとともに、誰もが容易に、そして安心して町内観光ができるよう、案内板や標識のデザインの統一化、景観整備に向けてのルールづくりを進めます。

#### 方針 5

#### 町民とともに進める景観づくり

景観づくりは、そこに住んでいる人にとって愛着がわき、住んで良かった、住み続けたいと思えるようなまちづくりをすることが重要です。そこで、本町の景観づくりは、計画策定の段階から町民と町が協働して取り組みます。

## 6 事業の体系

区分	事業名	担当課
方針 1	箱根トラスト推進事業	企画課
	資源保護対策事業	企画課
	地下水保全対策事業	企画課
	地域林業形成促進事業	観光課
	豊かな森林づくり事業	観光課
	仙石原すすき草原保存事業	観光課
	やすらぎの森整備事業	観光課
	箱根旧街道杉並木保護対策事業	生涯学習課
	景観保全形成事業（眺望点の指定）	都市整備課
方針 2	史跡整備事業	生涯学習課
	近代化遺産調査・活用事業	生涯学習課
	箱根関所歴史文化推進事業	生涯学習課
	箱根関所整備事業	生涯学習課
方針 3	観光街路灯整備補助交付事業	観光課
	ハイキングコース等整備事業	観光課
	公衆便所整備事業	観光課
	大平台地内歩道整備事業	都市整備課
	公園整備事業	都市整備課
方針 4	散乱ごみ・不法投棄処理対策事業	環境課
	景観保全形成事業（公共サイン・屋外広告物）	都市整備課
方針 5	箱根風景画展事業	観光課
	花いっぱい事業	環境課
	学校間「きずな」事業	学校教育課
	景観保全形成事業（景観まちづくりを考える会設置）	都市整備課
	景観保全形成事業（アドバイザー制度）	都市整備課
	景観保全形成事業（表彰制度）	都市整備課
	景観保全形成事業（情報提供・意識啓発）	都市整備課
その他	景観保全形成事業（公共施設整備指針作成）	都市整備課
	景観保全形成事業（景観計画実施計画策定）	都市整備課
	景観保全形成事業（その他調査・研究） ・規制及び窓口の一元化 ・乗り物からの眺望の保全	都市整備課

## 7 実施計画

### 山なみの保全と豊かな自然を望むビューサイトエリアの形成（方針1）

事業名	箱根トラスト推進事業		担当課	企画課
事業概要	<p>国・県の買い入れ制度では手立てのできない国立公園内の特別地域・普通地域における重要な景観地、あるいは歴史的・文化的に貴重な土地・建物を町民や事業者からの寄付金をもとに、買い入れや借上げ契約などにより保全しようとするもの。</p>			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
文化遺産の保全等	文化遺産の保全等	文化遺産の保全等	文化遺産の保全等	文化遺産の保全等

事業名			担当課	
事業概要				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25

地域独自の街なみ景観等の保全と形成（方針2）

事業名	史跡整備事業			担当課	生涯学習課
事業概要					
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	

事業名				担当課	
事業概要					
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	

歩きながら景観を楽しめる道路・駐車場の整備（方針3）

事業名	観光街路灯整備補助交付事業			担当課	観光課
事業概要					
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	

事業名				担当課	
事業概要					
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	



「もてなしの心」で迎え入れる環境の整備（方針4）

事業名	散乱ごみ・不法投棄処理対策事業			担当課	環境課
事業概要					
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	

事業名				担当課	
事業概要					
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25	

町民とともに進める景観づくり（方針5）

事業名	景観形成保全形成事業 (景観まちづくりアドバイザー制度)		担当課	都市整備課
事業概要	<p>箱根町景観条例第 28 条に規定する良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行おうとするものに対する技術的支援として、景観計画提案団体に景観まちづくりアドバイザーを派遣する。</p> <p>* アドバイザーの派遣に要する費用は、1 回(4 時間以内)につき 3 万円の報償費に旅費実費相当額を加算し、5 万円を限度額として、町が予算の範囲内において支払う。</p>			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
制度創設、アドバイザー派遣	アドバイザー派遣	アドバイザー派遣	アドバイザー派遣	アドバイザー派遣

事業名			担当課	
事業概要				
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25

その他

事業名	景観形成保全形成事業 (公共施設整備指針策定)		担当課	都市整備課
事業概要	<p>箱根町景観条例第 10 条に規定する良好な景観の形成において、町が先導的な役割を果たすため必要となる公共建築物、道路、公園その他の公共施設の整備に関する指針(共通ルール)を定めるとともに、着実な運用を図るもの。</p> <p>【対象】 建築物、工作物、案内板、道路、公園、橋梁、河川・水路等</p>			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
指針策定、運用	運用、必要に応じ見直し	運用、必要に応じ見直し	運用、必要に応じ見直し	運用、必要に応じ見直し

事業名	景観形成保全形成事業 (景観計画実施計画の策定)		担当課	都市整備課
事業概要	<p>景観計画に定める「良好な景観の形成に関する基本方針」に基づき、景観まちづくりの将来像を具現化するため、重点的に取り組むべき事業とその内容を明らかにするとともに、着実な運用を図る。</p> <p>計画期間は、景観計画施行後の 5 年間(平成 21 年度から平成 25 年度まで)とする。</p> <p>実施計画を着実に推進するため、箱根町景観施策推進会議において効果的な進行管理を行うとともに、実施計画の進捗状況については、インターネットホームページ等により効果的に公表する。</p>			
H21 事業内容	H22	H23	H24	H25
実施計画策定、運用	運用、実施状況の公表	運用、実施状況の公表	運用、実施状況の公表	運用、実施状況の公表